

令和 8 年度洲本市「持続可能な生活圏」形成支援事業 補助対象候補者の募集について

【1 事業の前提条件】

令和 8 年度洲本市「持続可能な生活圏」形成支援事業は、兵庫県からの間接補助の交付決定を前提として実施する補助金事業となっております。県から交付決定されなかった場合は事業を実施しません。その場合における損害賠償は一切、市は負いません。

また、事業を実施する（補助対象となる）候補者を募集するものであり、補助金の交付を約束するものではありません。

【2 事業の概要】

令和 8 年度において、持続可能な生活圏形成に資する事業に取り組む地域運営組織等を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとします。

【3 用語等の説明】

A 持続可能な生活圏形成

地域運営組織等が、多自然地域の地域経済発展と持続可能性を高める「攻めの対策」を小学校区などの広域的な地域を対象に推進する取組で、かつ次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 「食と観光による多自然地域の活性化」をテーマに、先進的なテロワールビジネスを事業化するとともに、これによる集落の機能補完を実施する事業。
- (2) 食に関する情報発信、食に関する学び又は研究の場の創出、食に関する担い手の誘致・育成・交流又は滞在、食に関する観光客向けのメニューの開発等を行う取組。
- (3) 前 2 号に掲げる事業に持続的に取り組むための拠点となる施設を市の区域内に設置する事業。

B 地域運営組織

小学校区単位などの広域的な地域を単位とし、住民が主体となって、様々な分野の地域課題への対応や集落機能の補完に取り組む組織。

C 地域運営組織等

応募時点で地域運営組織に該当すると認められるもの、もしくは令和 9 年度中に地域運営組織に該当すると認められる見込みがあるもの

D 攻めの対策

仕事や雇用を創出する投機的取組。

【4 応募できる者】

次の各号のいずれにも該当する地域運営組織等とします。

- (1) 法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあ

るものいう。以下同じ。) であること。

- (2) 市の区域内に主たる事務所があること。
- (3) 次のいずれかに該当する活動の実績を有することが文献、ウェブサイト等の媒体において確認できること。
 - ア 食にまつわる歴史、風土、生産者、素材、産業その他の食文化に関する調査研究
 - イ 食と観光に関連する多自然地域における集落の支援
- (4) 前号の活動に持続的に取り組むために必要な人員及び体制を有していること。
- (5) 洲本市暴力団排除条例（平成 25 年洲本市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する市税等の滞納者でないこと。

【5 補助金の交付の対象となる経費】

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、持続可能な生活圏形成に直接必要な経費であって、報償金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、家屋購入費、備品購入費その他特に必要と認められる経費とします。

【6 補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該額が 1,000 万円を超える場合は、1,000 万円）とします。ただし、地域運営組織等が課税事業者（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 5 条第 1 項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合は、補助対象経費の合計額からこれに係る消費税等相当額（同法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額）を控除するものとします。

【7 応募書類】

事業計画書（別添）

収支予算書（別添）

【8 応募書類作成に係る留意事項等】

- ・令和 9 年 3 月 31 日までの事業計画、収支計画を作成していただきますが、本事業終了後（令和 9 年度以降）の事業の継続や発展に関すること盛り込んでください。
- ・前述の【3 用語等の説明】に記載の内容をもとに、応募者がどのような「地域運営組織等」であるのか、応募者が地域運営組織等としてどのような「持続可能な生活圏形成に資す

る事業」に取り組むのか、わかりやすく事業計画書に記載してください。

- ・前述の【4 応募できる者】(3) に示す実績を有することを確認できる資料（文献、ウェブサイト等の写し）を参考資料として添付するとともに、(4) に示す持続的に取り組むための人員や体制の確保についてわかりやすく事業計画書に記載してください。

- ・必要に応じて、事業計画書を補足説明するポンチ絵などを参考資料として添付してください。

- ・持続可能な生活圏形成を行う対象地域（小学校区などの広域的な地域）を具体的に記載してください。なお、市街化区域が含まれても構いません。

【9 応募書類提出の期間と方法】

令和8年9月7日（月）の正午までに、応募書類7部を持参で提出してください。

【10 お問合せ】

応募期間中、随時受け付けます。

【11 採択件数】

1 団体（予定）

【12 補助対象候補者の選定】

令和8年9月中に開催予定の選定委員会にて、応募書類を審査します。

必要に応じてプレゼンテーションやヒヤリングを実施します。

審査結果は、応募団体に通知します。

補助対象候補者は、通知受領後に補助金等交付申請書を提出し、交付決定となれば事業計画書に基づく事業を実施していただきます。

【13 その他】

事業実施に伴い整備した書類や帳簿等は、令和14年3月31日まで保存していただきます。

事業実施に伴い取得又は効用の増加した機械又は器具のうち価格が50万円以上のものについては、財産の処分制限期間が定められます。その期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40円大蔵省令第15号）で定める耐用年数とします。

【14 お問合せ・提出先】

洲本市役所企画情報部企画課 政策調整係

電話：24-7614 メール：kikaku@city.sumoto.lg.jp